

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和7年			令和6年	前年同期比(件)
	2月件数	1月件数	1~2月末累計	1~2月末累計	
全認知件数	25	21	46	48	-2
凶悪犯	0	0	0	1	-1
粗暴犯	4	2	6	2	4
窃盗犯	15	10	25	35	-10
侵入盗犯	2	0	2	7	-5
空き巣	0	0	0	1	-1
その他	2	0	2	6	-4
乗り物盗	4	8	12	12	0
自転車	2	5	7	11	-4
オートバイ	1	3	4	1	3
自動車	1	0	1	0	1
非侵入窃盗	9	2	11	16	-5
ひったくり	0	0	0	0	0
部品ねらい	3	0	3	0	3
車上ねらい	0	0	0	1	-1
自動販売機ねらい	0	0	0	0	0
その他	6	2	8	15	-7
知能犯	1	3	4	5	-1
詐欺	1	3	4	5	-1
その他	0	0	0	0	0
風俗犯	0	1	1	3	-2
その他の刑法犯	5	5	10	2	8
占有離脱物横領	0	0	0	0	0

(暫定値のため数値が変動する可能性があります)

※ 参考事項

- 凶悪犯 ~ 殺人、強盗、放火など
- 粗暴犯 ~ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- 窃盗犯
 - ・ 侵入盗 ~ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
 - ・ 乗物盗 ~ 自動車、オートバイ、自転車
 - ・ 非侵入盗 ~ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- 知能犯 ~ 詐欺、横領、通貨偽造など
- 風俗犯 ~ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- その他の刑法犯 ~ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数	令和7年2月末現在(暫定値) 7,258件(前年同期比 +1,140件、+18.6%)
------------	---

2 栄警察署における刑法犯検挙状況(2月末まで)

	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)
刑法犯全体	26	12	46.2%
窃盗犯	22	10	45.5%

3 栄区内における人身交通事故発生状況(2月末まで)

	件数	前年同期比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
発生	14	-2	6	4
死者	1	±0		
負傷者	81	-27		

4 特殊詐欺の認知状況

県内における令和7年2月末までの認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	297	15億円
オレオレ詐欺	134	9億4000万円
預貯金詐欺	81	4700万円
架空料金請求詐欺	32	4億円
融資保証金詐欺	2	560万円
還付金詐欺	33	6500万円
その他の手口	5	1000万円
キャッシュカード詐欺盗	10	600万円

栄区内における令和7年2月末までの認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	4	1700万円
オレオレ詐欺	2	1670万円
預貯金詐欺	1	10万円
架空料金請求詐欺	1	30万円
融資保証金詐欺		0
還付金詐欺		0
その他の手口		0
キャッシュカード詐欺盗		0

5 警察からのお知らせ

- (1) 県警察では、4月に管内実態掌握活動強化期間として地域警察官が巡回連絡活動を通じて、特殊詐欺被害防止や事件事故に遭わないための情報発信活動を推進する予定です。
巡回連絡活動への皆様のご理解とご協力をお願いします。
- (2) 神奈川県では、今年に入ってから、交通死亡事故が多発し、全国ワースト一位となっています。
先月25日には、交通死亡事故多発警報も発令されました。
二輪車に乗る方は、ヘルメットのあご紐をしっかりと締め、プロテクターやエアバッグ等を活用しましょう。
車を運転する方は、速度の出し過ぎに注意し、安全確認を焦らず確実に行ってください。
歩行者の方は、青信号でもすぐに渡るのではなく、右左後ろを確認して、安全が確認できれば渡りましょう。
夜間の外出は、反射材の着用や目立つ色の服装を心がけましょう。
- (3) 自転車盗・オートバイ盗が多発しています。
自宅の敷地内やマンション等の駐輪場、買い物等でスーパーやコンビニエンスストアの駐輪場に自転車やオートバイを停める場合は、たとえ短時間であっても必ず鍵を掛けるようにして、盗難の被害に遭わないよう十分に注意して下さい。
ワイヤー錠等を使ってダブルロックをすると、さらに効果的です。
- (4) 当署管内における金融機関、コンビニエンスストア等による特殊詐欺阻止件数は、2月中の阻止が7件、1月から2月末までの累計は11件
- (5) 国際電話番号による特殊詐欺が急増中
+1や+44など、+(プラス)から始まる番号から電話がかかってくる場合も、絶対にかけ直さないでください。
海外との電話が不要な方は、発信・着信を無償で休止できます。
今すぐお申し込みをお願いします。
《国際電話不取扱センター》
電話番号:0120-210-364(通話料無料)
取扱時間:オペレーター案内 平日9:00~17:00
自動音声案内 平日・土日祝24時間
※ 固定電話・ひかり電話が対象です。
その他一定の条件があるので、申込時にご確認ください。
- (6) 神奈川県警察では、警察官の採用活動を推進しています。
興味のある方は、お近くの交番・警察署にお問い合わせください。

※ 町内別の街頭犯罪等認知件数(暫定値、1月から2月末まで)

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	詐欺	その他	合計
本郷台駅前	桂町									1	1
	小菅ヶ谷町										0
	小菅ヶ谷1丁目				1		1			4	6
	小菅ヶ谷2丁目										0
	小菅ヶ谷3丁目									1	1
	小菅ヶ谷4丁目										0
	小山台1丁目										0
小山台2丁目										0	
上郷	犬山町						1			1	2
	尾月										0
	上之町										0
	亀井町										0
	桂台東					1					1
	桂台西1丁目										0
	桂台西2丁目										0
	桂台南1丁目										0
	桂台南2丁目										0
	桂台北									1	1
	桂台中									1	1
公田町						1	2	2	6	11	
笠間	笠間町										0
	笠間1丁目										0
	笠間2丁目						1			4	5
	笠間3丁目					1					1
	笠間4丁目										0
	笠間5丁目									1	1
田谷	田谷町										0
	金井町									1	1
	長尾台町						2				2

別添資料1

交 番 名	町 名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバ イ盗	自転車盗	車上ねら い	詐欺	その他	合計
元大橋	元大橋 1丁目										0
	元大橋 2丁目										0
	中 野 町									1	1
	若 竹 町										0
	柏 陽										0
	鍛冶ヶ谷 1丁目									1	1
	鍛冶ヶ谷 2丁目								1		1
	鍛冶ヶ谷 町										0
元大橋・庄戸	上 郷 町									1	1
上郷・庄戸	野七里 1丁目									1	1
庄 戸	野七里 2丁目										0
	庄 戸 1丁目										0
	庄 戸 2丁目										0
	庄 戸 3丁目										0
	庄 戸 4丁目										0
	庄 戸 5丁目								1		1
	東 上 郷 町										0
	長 倉 町										0
豊 田	本郷台 1丁目										0
	本郷台 2丁目										0
	本郷台 3丁目									1	1
	本郷台 4丁目										0
	本郷台 5丁目										0
	飯 島 町					1				3	4
	長 沼 町									1	1
合 計		0	0	0	1	4	7	0	4	30	46

栄 地域安全情報

令和7年
3月号

国際電話番号による 特殊詐欺が急増中!!

+1や+44など、+（プラス）から始まる番号
例えば…

+1312345678

+44698765432

から電話がかかってきても

ちょっと



待って

**絶対に出ない
かけ直さないでください!**



海外との電話が不要な方は、発信・着信を

無償で休止できます

今すぐお申し込みを ↓ ↓

申込み・問い合わせ

《国際電話不取扱センター》

電話番号：0120-210-364（通話料無料）

取扱時間：オペレーター案内 平日9:00~17:00

自動音声案内 平日・土日祝24時間

※ 固定電話・ひかり電話が対象です。
その他一定の条件があるので、申込時にご確認ください。

栄警察署生活安全課
栄防犯協会

045(894)0110

栄区内の火災・救急状況について

区連会3月定例会資料
令和7年3月21日
栄消防署

火災情報

令和7年2月28日現在

栄区内					
火災発生状況					
年 別	令和7年		令和6年	増△減	
	2月	累計			
件 数	1	3	4	△1	
火災種別	建 物	0	1	3	△2
	林 野	0	0	0	0
	車 両	1	1	0	1
	船 舶	0	0	0	0
	航空機	0	0	0	0
	その他	0	1	1	0
損害	焼損床面積	0	0	97	△97
	死 者	0	0	1	△1
	負 傷 者	0	1	3	△2

横浜市内				
火災発生状況				
年 別	令和7年	令和6年	増△減	
件 数	184	108	76	
火災種別	建 物	107	71	36
	林 野	0	0	0
	車 両	11	13	△2
	船 舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	66	24	42
損害	焼損床面積	1,743	1,363	380
	死 者	8	9	△1
	負 傷 者	26	22	4

主な出火原因				
	種 別	令和7年	令和6年	増△減
1	たばこ	1	1	0
2	配線器具	1		1
3	(調査中)	1		1
4				0
5				0

主な出火原因				
	種 別	令和7年	令和6年	増△減
1	たばこ	39	23	16
2	放火(疑い含む)	37	14	23
3	こんろ	19	12	7
4	電気機器	13	6	7
5	配線器具	10	2	8

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況 * ()内の数字は今月分					
豊田地区	1	(1)	本郷第三地区	0	
笠間地区	0		上郷西地区	0	
小菅ヶ谷地区	0		上郷東地区	2	
本郷中央地区	0		連合未加入	0	
合 計				3	

【2月中の火災】

2月28日 長尾台町 軽貨物車中破及び若干焼損

救急情報

令和7年2月28日現在

栄区内				
救急状況				
年別	令和7年		令和6年	増△減
	2月	累計		
件数	658	1,395	1,418	△23
急病	492	1,054	1,095	△41
交通事故	18	35	31	4
一般負傷	128	262	224	38
その他	20	44	68	△24

横浜市内				
救急状況				
年別	令和7年	令和6年	増△減	
	件数	42,521	42,460	61
急病	30,275	30,495	△220	
交通事故	1,305	1,334	△29	
一般負傷	7,547	7,636	△89	
その他	3,394	2,995	399	

家の周りを確認！！

放火されない、放火させない環境を作りましょう！



- ◆家の周りは整理整頓し、燃えやすい物を置かないようにしましょう。
- ◆ゴミは決められた日時・場所に出しましょう。

- ◆家の周りに常夜灯や人感センサーライトを設置しましょう。
- ◆物置や車庫は鍵をかけましょう。



お問い合わせ先：栄消防署総務・予防課 ☎/FAX 892-0119

「令和 7 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【事業説明】

1 事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和 7 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 令和 7 年度横浜市市民活動保険補償内容（令和 6 年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 （1 名 上限 500 万円）
財物賠償	1 事故 500 万円	入院	1 日 3,500 円（180 日限度）
保管物賠償	1 事故 500 万円	通院	1 日 2,500 円（90 日限度）
免責金額 （自己負担額）	5,000 円	手術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

4 添付資料

リーフレット「令和 7 年度横浜市市民活動保険のご案内」



5 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、
地域ケアプラザ 等

本市ホームページにも掲載します。

※ 令和 7 年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

市民局地域活動推進課
担当 大内、荒木
電話 045-671-3624 /FAX 045-664-0734
メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

令和7年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和7年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特徴

- **保険料は不要です。**
- **事前の登録・加入手続きは不要です。**
- **事故発生後に手続きをしていただけます。**

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対象

もっぱら市内で、次の**4つの要件を全て満たす**ボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

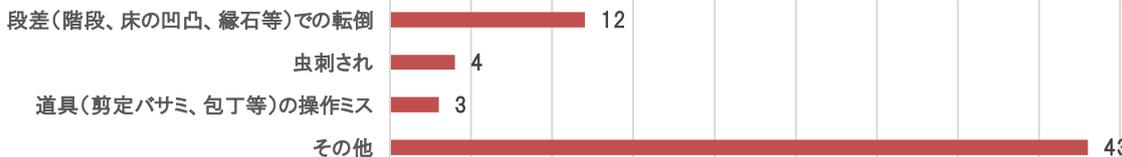
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

事故の原因は？

【傷害事故: 令和6年4月～令和6年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの非常勤特別職の地方公務員としての活動
(公務災害等の補償があります)
- (3) 学校管理下での活動(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) 単位取得や学習のために行う活動(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、労働の対価が支給される活動(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) 一時的、突発的な善意の行為(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) 互助的な活動(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- (10) 政治、宗教、営利に関わる活動(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) チェーンソーを使用する森林ボランティア活動(賠償責任事故のみ対象となります)
 - ① 防災訓練やイベントの参加者、講座の受講者は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
 - ② 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
 - ③ 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 法律上の賠償責任を負った場合に 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円 (180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
	通院	1日 2,500円 (90日限度)	
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)	

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等

■賠償責任事故

- ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故
- ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損
- ・ 活動者の親族に対する事故 等

■傷害事故

- ・ 熱中症
- ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの
- ・ 細菌性食中毒
- ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
- ・ 重大な過失による事故
- ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡します。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集チラシ・パンフレット等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ・パンフレット 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課)	お問い合わせ・申請先	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
		旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
		泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
		磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
		神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
		金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151
	市外局番 045						

<作成・発行> 横浜市市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

GREEN×EXPO 2027の機運醸成について【情報提供】

1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）は、令和7年3月19日に開催2年前を迎えます。これを契機に、開催2年前限定の新たなデザイン等により、横浜の街を彩り、「GREEN×EXPO 2027」の更なる機運の醸成を図ります。

引き続き、GREEN×EXPOの開催に向け、自治会町内会はじめ、市民の皆様と共に盛り上げていきたいと考えています。ぜひ、ご期待ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 事業の概要

「GREEN×EXPO」で車体をラッピングした電車を初運行！	
・車体広告（ラッピングトレイン）	【運行期間】 3月上旬～5月末（予定）
・車内広告（アドトレイン）	【運行期間】 2月下旬～3月末（予定）
都心部や地元瀬谷区・旭区を GREEN×EXPO で彩り、祝祭感を演出！	
・カウントダウンボードの設置	【設置期間】 3月19日～GREEN×EXPO終了まで（予定）
・会場周囲の仮囲いの装飾	【実施期間】 3月19日～当面
横浜都心部や会場周辺駅の装飾	
・壁面広告：横浜駅、新横浜駅、 元町・中華街駅、瀬谷駅 等	【実施期間】 3月初旬から順次実施予定
・柱巻き広告：馬車道駅、新横浜駅	
・階段広告：新横浜駅、馬車道駅	

*詳細は、別添「令和7年3月4日 記者発表資料」をご覧ください。

「GREEN×EXPO 2027」開催まであと2年！ 横浜の街なかを彩り、開催への期待感を高めていきます

令和7年3月19日に、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の開催2年前を迎えます。それを契機に、開催2年前限定の新たなデザイン等により、横浜の街を彩り、「GREEN×EXPO 2027」のさらなる機運の醸成を図ります。



〈開催2年前限定デザイン〉

1 「GREEN×EXPO」で車体をラッピングした電車を初運行！

横浜市営地下鉄において初のラッピングトレインを運行！その他にも、横浜市内に乗り入れる鉄道各社の車内を「GREEN×EXPO 2027」のデザインで彩り、「GREEN×EXPO 2027」の認知度を高めます。

(1) 車体広告（ラッピングトレイン）

- ・横浜市営地下鉄（ブルーライン、グリーンライン：各1編成）
【運行期間】3月上旬～5月末（予定）

(2) 車内広告（アドトレイン）

- ・相鉄線（全編成）、横浜市営地下鉄（ブルーライン、グリーンライン：各1編成）、JR京浜東北・根岸線（1編成）
東急線（5編成）、京急線（1編成）、シーサイドライン（2編成）
【運行期間】2月下旬～3月末（予定）（各線により時期が異なります）



〈横浜市営地下鉄車体広告イメージ〉



〈車内広告イメージ〉

裏面あり



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



2 都心部や地元瀬谷区・旭区を GREEN×EXPO で彩り、祝祭感を演出！

GREEN×EXPOの地元瀬谷区や旭区、新幹線の発着駅である新横浜駅にGREEN×EXPO仕様のカウンタダウンボード等を設置します。また、開催2年前限定の新たなデザインにより街なかを彩り、開催2年前の祝祭感を演出します。

(1) カウンタダウンボードの設置

- ・瀬谷駅北口広場、三ツ境駅ペDESTリアンデッキ、新横浜駅交通広場
- 【設置期間】3月19日～GREEN×EXPO終了まで（予定）



〈カウンタダウンボード 設置イメージ〉

(2) 会場周囲の仮囲いの装飾

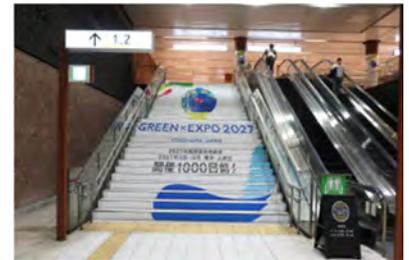
- ・GREEN×EXPO 2027の会場となる旧上瀬谷通信施設の工事現場の仮囲いを、市内の中学生がGREEN×EXPOをイメージして描いた絵画やGREEN×EXPOデザインで装飾
- 【実施期間】3月19日～当面



〈仮囲い 装飾イメージ〉

(3) 横浜都心部や会場周辺駅の装飾

- ・壁面広告：横浜駅、新横浜駅、元町・中華街駅、瀬谷駅 等
 - ・柱巻き広告：馬車道駅、新横浜駅
 - ・階段広告：新横浜駅、馬車道駅
- 【実施期間】3月初旬から順次実施予定



〈馬車道駅 階段広告イメージ〉

2027年国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」の概要

開催場所 : 神奈川県横浜市（旧上瀬谷通信施設）
開催期間 : 2027年3月19日（金）～ 2027年9月26日（日）
テーマ : 幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域 : 約100ha（内、会場区域80ha）
クラス : A1（最上位）クラス（AIPH承認+BIE認定）
参加者数 : 1500万人（有料来場者数：1,000万人以上）



公式マスコットキャラクター
「トウククトウク」

©Expo 2027

お問合せ先

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課担当課長 古市 悟志 TEL:045-671-4866



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



新たなパスポート（2025年旅券）の発給と申請手続等の変更点について【情報提供】

1 趣旨・概要

令和7年3月24日申請分以降、偽造・変造対策を大幅に強化した新たなパスポート（2025年旅券）の発給が始まるとともに、申請手続等が変更されます。申請から交付までの日数や申請手数料が変わるほか、これまでの切替申請に加え、新規申請においてもオンライン申請をご利用いただけるようになります。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 パスポート申請手続等の変更点（令和7年3月24日申請分以降）

(1) 「2025年旅券」の導入

ア 偽造・変造対策を大幅に強化した「2025年旅券」の発給が開始されます。顔写真ページがプラスチック基材となり、レーザーで印字・印画されます。

イ 現行、各都道府県旅券事務所で旅券を作成していますが、「2025年旅券」は国立印刷局で集中的に作成された後、各都道府県旅券事務所に配送されます。そのため、パスポート申請から交付までにかかる日数が以下のとおり変更されます。

窓 口	現 行	変更後 (3/24申請分から)
横浜市パスポートセンター (中区・産業貿易センタービル2階)	6日間	9日間
センター南パスポートセンター (都筑区・センター南駅構内1階)	8日間	11日間

※パスポートの有効期限を確認し、十分余裕をもって申請をお願いします。

(2) オンライン申請の利便性が向上

ア 切替申請のみ可能であったオンライン申請が新規申請にも拡充され、ほとんど全ての申請でマイナポータルを通じたオンライン申請※が可能になります。オンライン申請をしていただくと、来庁は受取時の一回のみで済みます。(これまでどおり紙の申請書による窓口での申請もできます。)

※マイナポータルの利用にはマイナンバーカードが必要です。

イ オンライン申請では戸籍の情報がシステムにより連携されるため、戸籍謄本の提出が不要になります。

ウ 申請手数料が変更され、オンライン申請の場合は窓口申請に比べて 400 円安くなります。

申請方法		現 行	変更後 (3/24 申請分から)
10年有効 パスポート	窓口	16,000 円	16,300 円
	オンライン		15,900 円
5年有効 パスポート	窓口	11,000 円	11,300 円
	オンライン		10,900 円

横浜市パスポートセンターWEB ページ

2次元コード→



市民局パスポートセンター
担当 田嶋、入江
電話 045-671-9580 /FAX 045-671-9590
メール sh-passport-sb@city.yokohama.lg.jp

3月24日申請分からパスポートが変わります！

1 「2025年旅券」の導入【安全に！】

- (1) **2025年3月24日申請分**から、**偽造・変造対策を大幅に強化した「2025年旅券」**の発給が開始されます。
 - ▶ 現行、申請者から申請を受理した都道府県旅券事務所で旅券を作成していますが、2025年旅券は国立印刷局で集中的に作成し、都道府県に配送のうえ、申請者に交付します。
 - ▶ 顔写真ページが**プラスチック基材**となり、レーザーで印字・印画されます。
- (2) 国立印刷局から配送するため、**申請から交付までの日数が以下のとおり変更**になります。
 - ▶ パスポートの有効期限を確認し、十分余裕をもって申請をお願いします。

窓口	現行	変更後（3/24申請分から）
横浜市パスポートセンター （中区・産業貿易センタービル2階）	6日間	9日間
センター南パスポートセンター （都筑区・センター南駅構内1階）	8日間	11日間



新しいパスポートと、
一つ先の未来へ



横浜市パスポートセンターWEBページ
2次元コード

2 オンライン申請の利便性が大幅に向上【便利に！】

- (1) **ほとんど全ての申請でマイナポータルを通じたオンライン申請※が可能**になります。
 - ▶ オンライン申請なら、**来庁は受取時の1回のみ**！
 - ※マイナポータルの利用にはマイナンバーカードが必要です。
- (2) **オンライン申請では**戸籍の情報がシステムにより連携されるため、**戸籍謄本の提出が不要**になります。
- (3) 手数料が以下のとおり変更されます。**オンライン申請だと窓口申請に比べ400円お得になります！**

申請方法		現行	変更後（3/24申請分から）
10年有効パスポート	窓口	16,000円	16,300円
	オンライン		15,900円
5年有効パスポート	窓口	11,000円	11,300円
	オンライン		10,900円

問合せ先 **横浜市市民局 パスポートセンター**
TEL：045-671-9580 FAX：045-671-9590
（平日9：00～16：45）

自治会町内会向けデジタルツール展示・相談会実施報告について【情報提供】

1 趣旨

市内3か所、118団体の参加をいただき、自治会町内会活動におけるデジタルツールの活用（回覧板や会費集金等のデジタル化）に関するデジタルツール展示・相談会を実施しました。当日の資料や各事業者の発表等の動画を市Webページに公開をしましたので、お知らせいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。



▲事業者ブースで説明を受ける自治会町内会の様子

3 実施状況の報告

(1) 参加団体等

118団体（参加者数168人）、連携事業者15者

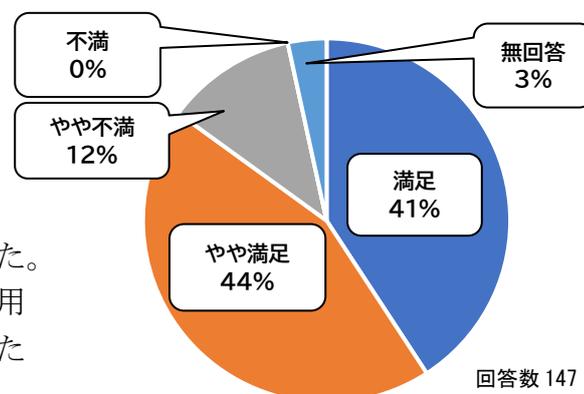
(2) アンケート結果（回収数147）

・展示・相談会の満足度

85%の方が「満足」「やや満足」にご回答いただきました。

・主なご意見

- ・複数の企業からまとめて話が聞けて良かった。
- ・それぞれの特徴はだいたい理解できた。運用方法や費用が様々なので、自分たちに合ったものを探したい。
- ・デジタルと紙の二重管理が必要と思う。



▲展示・相談会の満足度（アンケート結果）

4 当日の資料・動画等

市民局Webページにて、公開をしています。

併せて、自治会町内会向けに、デジタルツール（例：スマートフォンやLINEなど）に関する講習会をしていただける活動団体（費用負担が生じる場合あり）の情報等、デジタル化に役立つ情報も掲載しています。ぜひご覧ください。



横浜市 自治会町内会 DX

検索

▲自治会町内会 DX 応援事業 Web ページ

市民局地域支援部地域活動推進課
担当 松永、石栗
電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.3」の公開について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和6年11月にウェブ公開した「自治会町内会のための講習会」の内容を中心にまとめた、自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.3」を作成し、ホームページに公開しました。

ICTを活用した負担軽減等の活動事例を紹介していますので、自治会町内会活動のデジタル化推進をご検討の際にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 内容

(1) 自治会町内会の現状（組織数や加入率など）

(2) 事例紹介

事例1 保土ヶ谷区 坂本町内会

「自治会 DX の実現に向けて」(LINE を活用した情報伝達)

事例2 瀬谷区 本郷第一自治会

「回覧文書の電子化」

（「いちのいち」アプリを活用した回覧、ポスターの電子配布）

事例3 南区 弘明寺公園自治会

「キャッシュレス決済導入で集金の負担を軽減」

（「エンペイ」を利用した会費集金）

(3) 自治会町内会活動への補助制度（主な補助制度を掲載）

4 公開先 URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



二次元コード

5 その他

データ掲載のみとなりますので、冊子が必要な場合は、お手数ですが、上記ホームページからデータをダウンロードの上、印刷いただくようお願いいたします。

事例1、2については、発表動画を上記ホームページから視聴できますので、ぜひご覧ください。

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 川口、笹尾

電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp



<新規事例紹介>



自治会町内会アンケート調査への御協力について【協力依頼】

日頃より市政・区政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜市では自治会町内会の活動の状況を把握するとともに、今後の自治会町内会活動に対する本市の支援策の参考とするため、4年に1度「自治会町内会向けのアンケート」を実施することとしています。

このアンケート調査は皆さまの日頃の活動に関する工夫や課題、御意見等を直接伺うことのできる大変貴重な機会となっております。

つきましては、下記のとおり実施しますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、回答に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

1 調査対象

全ての自治会町内会 【参考】令和6年4月時点の単位自治会町内会数 2,827 団体

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。アンケートの御回答をお願いいたします。

3 アンケートの内容

別添調査票のとおり

4 回答期限

令和7年5月7日(水)

5 回答について

(1) 御回答は原則として、自治会町内会長をお願いします。

※ 会長が回答することが難しい場合は、役員の方など、会の状況に詳しい方でも構いません。

(2) 提出にあたっては、総会などで自治会町内会として議決する必要はありませんので回答者の率直な御回答をお願いします。

6 回答方法

(1) Web の場合

横浜市電子申請・届出システムより御回答ください。

<スマートフォンの場合>

右の二次元バーコードを読み取っていただき、本市電子申請ページより御回答ください。積極的な御活用をお願いいたします。



↑アンケートの
二次元コード

<パソコンの場合>

- ①「横浜市電子申請・届出システム」で検索いただき、本市電子申請ページより御回答ください。
- ②「横浜市電子申請・届出システム」の画面左上の「手続き一覧（個人向け）」をクリックし、キーワード検索に「市民局 自治会 アンケート」と入力し検索ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202dbb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start>

(2) 郵送の場合

アンケート用紙送付時に同封する返信用封筒で御返送ください。

7 スケジュール（参考）

3月末	各区連会終了後、自治会町内会長あてに各区配送ルートを通じてアンケート用紙等を送付します。
5月7日	提出期限までに御回答・御提出をお願いします。
6～10月	調査集計・分析
11月以降	自治会町内会に結果をフィードバックします。

市民局地域活動推進課

担当：川口、笹尾

TEL 671-2317 FAX 664-0734

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会アンケート

アンケートのご回答にあたってのお願い

- ◎ この調査票のご回答は、(原則) 自治会町内会の会長にお願いします。
- ◎ この調査は自治会町内会の活動状況を把握し、今後の自治会町内会の活動に対する本市の施策の参考資料とすることを目的としています。
- ◎ 提出にあたっては、総会などを開き自治会町内会として決議する必要はありません。
- ◎ 全ての項目にご回答をお願いします。
- ◎ 設問によって、(1つに○) (全てに○) といった、ことわり書きを付していますので、ご注意ください。また、次にご回答いただく項目を示している場合は、それにしたがつてください。
- ◎ アンケート実施期間：令和7年3月～令和7年5月

アンケート回答期限：令和7年5月7日(水) ※郵送の場合もこの日までに投函してください。

回答方法

◆スマートフォンによる電子申請

右の二次元バーコードを読み取っていただき、本市電子申請ページよりご回答ください。積極的なご活用をお願いいたします。



↑二次元コード

◆パソコンによる電子申請

① 「横浜市電子申請・届出システム」で検索いただき、本市電子申請ページよりご回答ください。

横浜市電子申請・届出システム

検索

② 「横浜市電子申請・届出システム」の画面左上の「手続き一覧(個人向け)」をクリックし、キーワード検索に「市民局 自治会 アンケート」と入力し検索ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202d-bb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start>

◆紙でのご提出

同封の返信用封筒をご使用ください。

調査主体：横浜市 市民局 地域活動推進課 (〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10)

電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734

※自治会町内会名が分からない状態で集計し、結果は公表させていただきます。

区	自治会町内会名
所属する地区連合名(※地区連合に加入している場合のみ)	
自治会町内会の区域(エリア)について、1つに○をしてください。	
① 町・丁を単位とするなど地域を区域 ② 団地を区域 ③ マンションを区域	

市民局・区役所が記入・使用します

NO.

カ 耐震対策について	① 新築時から耐震基準を満たしている ② 耐震補強工事を実施済みである [年度] ③ 今後、耐震補強予定である [年度] ④ 耐震基準を満たさないが、 <u>資金不足のため補強工事予定はない</u> ⑤ 耐震基準を満たさないが、 <u>建替えのため補強工事予定はない</u> ⑥ 耐震基準を満たしているかは <u>不明</u> （耐震診断未実施等） ⑦ その他（ ）
キ 脱炭素化について	① 省エネ設備導入済みである （設備名：ア LED照明 イ エアコン ウ 断熱窓 エ 太陽光発電） ② 省エネ設備導入に向け検討中 ③ 省エネ設備導入の予定なし （理由： ）

(3) 今後の会館に対する考え方について、該当するもの全てに○をしてください。
 （会館整備の予定があれば、整備予定年度も記入してください。）

＝会館がない自治会町内会＝

- ① 会館はなく、建設・購入予定もない（地区センター等の公共施設やマンション集会室等の共用スペースを利用など）
- ② 会館はないが、今後、新築（購入）を予定 [年度]

＝会館がある（賃借を含む）自治会町内会＝

- ① 会館はあるが、整備（建替え、修繕等）の予定はない
- ② 会館はあるが、今後は地区センター等の公共施設やマンション集会室等の共用スペースの利用に転換していく予定
- ③ 会館があり、現会館の建替え、修繕等の整備を予定

（下表に整備内容・年度を記入してください（あてはまるもの全て））

整備内容	ア 新築・購入 ・建替え	イ 増築	ウ 修繕	エ 耐震改修	オ その他改修
整備年度	[年度]	[年度]	[年度]	[年度]	[年度]

(4) 地区連合町内会館がありますか。（地区連長を兼務されている方のみ回答）

- ① あり ② なし → 3にお進みください。

(5) 地区連合町内会館の概況等について、該当するものに○をしてください。

また、[]内には数字をご記入ください。（地区連長を兼務されている方のみ回答）

ア 所在地	_____ 区 _____
イ 種別	① 戸建て ② 建物の1室（合築含む）
ウ 構造	① 木造 ② 鉄骨造 ③ 鉄筋コンクリート造 ④ その他（ _____ ）
エ 築年数	築 [_____] 年 または [_____] 年建築

6 自治会町内会のデジタル活用状況について

自治会町内会で導入（活用）しているデジタルツールについて、該当するもの全てに○をしてください。

- ① 役員間での LINE を用いた連絡・情報発信
- ② 自治会町内会ホームページ
- ③ 自治会町内会のインスタグラム
- ④ 自治会町内会の LINE 公式アカウントの開設
- ⑤ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名： _____）
- ⑥ キャッシュレス決済サービスの利用（例：PayPay 等）
- ⑦ その他のツール（ _____）
- ⑧ 導入していない（理由： _____）

7 自治会町内会への加入に向けての取組について

(1) 未加入者（新たに引っ越しをしてきた方を含む）に対する加入の勧誘について、実施しているもの全てに○をしてください。

- ① 訪問して勧誘
- ② パンフレットなどをポストへ投函
- ③ お祭りやイベントのときにパンフレットなどを配布
- ④ 行っていない → (2) へお進みください。
- ⑤ その他（ _____）

(2) (1) で「④ 行っていない」に○をされた方にお伺いします。
行っていない理由として該当するもの全てに○をしてください。

- ① 勧誘を行う人手が不足しているから
- ② 学生などの単身世帯が多く、加入に結び付かないと思うから
- ③ 加入に際しては、相手からの申し出が大切だと思うから
- ④ 現状の会員数が適当と思うから
- ⑤ 市役所、区役所が実施してくれているから
- ⑥ その他（ _____）

(3) 加入をしない（断られる）理由として聞いている項目全てに○をしてください。

- ① 人づきあいが面倒、おっくうだから
- ② ほとんど家にいない、活動に参加できないから
- ③ 班長や役員をやりたくないから
- ④ 会費を払いたくない、会費の負担が大きいから
- ⑤ 何をしているのか分からない、加入メリットが分からないから
- ⑥ 引っ越し予定があるから、学生又は単身だから
- ⑦ 近所の知り合いが加入していないから
- ⑧ その他（ _____）

(4) 自治会町内会への加入に向けて、行政の支援として有効と考えられる項目
全てに○をしてください。

- ① 転入者への自治会町内会活動の周知
- ② 転入者への自治会町内会連絡先の提供
- ③ 地域住民への自治会町内会活動の周知
- ④ 自治会町内会へのマンション建設の情報提供
- ⑤ 不動産、住宅建築業界への協力要請
- ⑥ ホームページ開設などの自治会町内会情報発信の支援
- ⑦ その他 ()
- ⑧ 支援は不要

(5) 加入の勧誘にあたって、課題となっていることがありましたら、ご記入ください。

(6) 加入世帯を増やすため、工夫されていることがありましたら、ご記入ください。

8 自治会町内会の特徴的な活動について

自治会町内会で行っている特徴的な活動がありましたら、ご記入ください。

9 行政からの依頼事項について

(1) 行政からの依頼についてお答えください。

- ① 負担だと感じるものがある
- ② それほど負担ではない → (3) へお進みください。

(2) (1) で ①負担だと感じるものがある に○をされた方にお伺いします。
最も負担を感じるもの1つに○をしてください。

- ① 行政からの情報周知 (回覧・ポスター掲示)
- ② 委嘱委員の推薦
- ③ 選挙 (従事者の推薦・投票所従事)
- ④ 国勢調査 (調査員の推薦など)
- ⑤ 行事の出席依頼
- ⑥ 広報の配布
- ⑦ その他 ()

(3) 行政からの依頼についてご意見がありましたら、ご記入ください。

10 自治会町内会活動に関するご意見などを、ご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

----- アンケートはここまで -----

【自治会町内会のお役立ち情報】

本市 HP に、自治会町内会への加入促進等に役立つ情報を掲載しています。

◆講習会(事例発表)YouTube 動画(LINE などの情報周知活用方法)

◆活動事例集「ハマの元気印」(過去の様々な事例をご紹介)

◆加入促進チラシ・ポスター(ダウンロードの上ご活用可能！)

本市HP(自治会町内会への加入促進ページ)URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



↑二次元コード

是非、ご覧ください！



←事例の一部

令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について【情報提供】

1 趣旨

令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 今回ご案内する支援制度について（参考：別紙一覧参照）

- | | |
|------------------------------|---------|
| (1) 地域の防犯力向上緊急補助金【新設】 | ・・・資料 1 |
| (2) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】 | ・・・資料 2 |
| (3) 地域活動推進費補助金【拡充（各区連会でご案内）】 | |
| (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】 | ・・・資料 3 |
| (5) LED防犯灯事業【継続】 | ・・・資料 4 |

4 備考

令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

<p>(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域の防犯力向上緊急補助金 LED防犯灯事業 電話 045-671-3709 佐々木、石橋 (2) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口(大)、早野 メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp</p>	<p>(地域活動、会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (3) 地域活動推進費補助金 川口(喜)、笹尾 (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 松永、高橋 電 話：045-671-2317 メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp</p>
---	--

市民局（一部総務局） 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期	問合せ・申請先
補助の新設 地域の防犯力向上緊急補助金	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組（例：防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催）への補助。 <u>補助率 9/10、上限 20 万円</u> ※資料1参照	4～10月	【4月1日～】 受付センター 電話 045-550-5125
上限額引き上げ 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助率 9/10、 <u>上限 21 万→28 万円</u> ※資料2参照	4～7月	区地域振興課
上限額引き上げ (単位自治会町内会への補助のみ) 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 <u>上限額 700 円→900 円</u> ×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月	区地域振興課
補助の継続 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED 照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率 2/3、上限あり ※資料3参照	4～9月	【4月1日～】 市住宅供給公社(予定) 電話 045-451-7740
地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月	区地域振興課
自治会町内会館整備費補助金	昨年、7年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率 1/2、上限：新築・購入 1500 万円（1㎡あたり 12.5 万円を限度）、修繕 250 万円等	※8年度整備に向けた事前申出 4～6月	区地域振興課 （4月市連会・区連会にて案内）
町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯 160 円）	4～6月	区総務課 （区連会にて案内）

※LED 防犯灯事業：自治会町内会等の申請により 300 灯（電柱共架型）の新設（申請時期：4～5月、問合せ・申請先：区地域振興課）

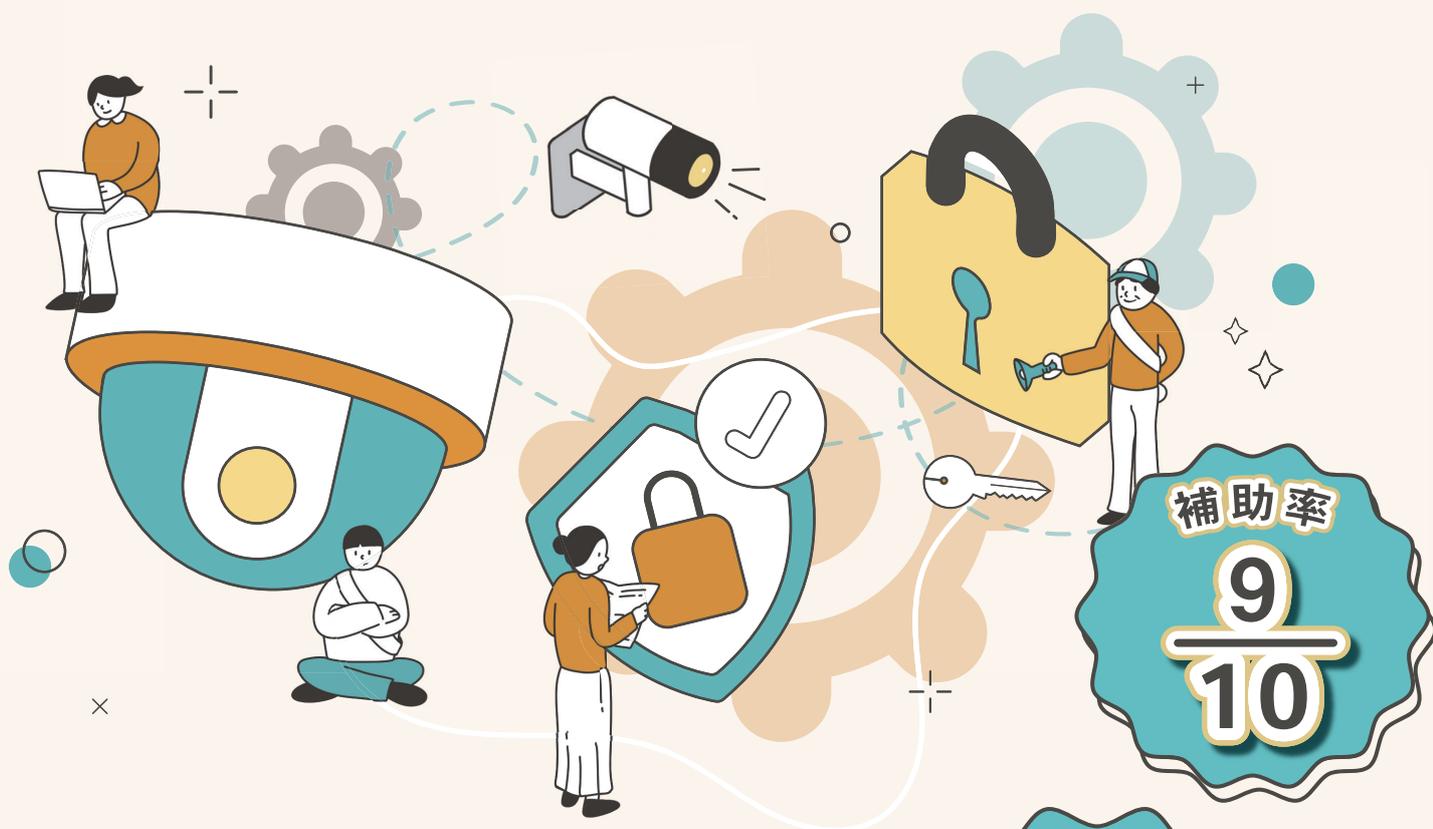
※令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。 ※資料4参照

- 令和7年度 -

地域の防犯力向上

緊急補助金で

まちの安全、高めませんか？



補助率

$$\frac{9}{10}$$

補助上限額

$$20$$
万円

※2

自治会町内会・地区連合町内会

申請期間 ※1

令和7年 4月1日〔火〕 — 10月31日〔金〕

※1 申請は1団体につき1回です。

※2 補助対象事業合算での上限額（千円未満切り捨て）

横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 ウェブページ

検索 地域の防犯力向上緊急補助金


 申請手続やよくある質問等は
こちらをご覧ください。


補助制度の概要

> 対象団体

自治会町内会・地区連合町内会

> 補助要件

- 1 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの。
- 2 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの。
- 3 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書(団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの)の写しの添付のあるもの。
- 4 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの。
- 5 事業の実施に必要な手続や実施後の管理等を、団体の責任において適切に行えるもの。

> 補助率 / 補助上限額

10分の9 / 20万円

※ 補助対象事業(取組)合算での上限額(千円未満切り捨て)

※ 1団体につき、申請は1回です。

ウェブページのご案内

申請の手引・よくある質問・申請書等の詳細情報は、

横浜市ウェブページでご案内しています。

WEBページは
こちら

地域の防犯力向上緊急補助金

📁 参考URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bohan/hojokin/>



申請手続の流れ

みんなで考えよう!

たとえばこんな取組



ステップ1

やることを決める

団体内で話し合ってください、取組を決めます。

防犯パトロールの実施



- ▶ 青色回転灯等装備車(青パト)にかかる費用
- ▶ 地域防犯パトロール活動に必要な物品(防犯ベスト、誘導灯等)の購入

防犯啓発グッズの作成・購入



- ▶ 防犯啓発用のぼり旗の購入や掲示板の設置
- ▶ 各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入
- ▶ 防犯啓発チラシの作成

センサーライト等の灯りの整備



- ▶ 地域の暗がり解消するためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備(交換)する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 ※

その他防犯設備機器の整備



- ▶ 防犯カメラ等の防犯設備機器の整備
- ▶ 整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備(交換)する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 ※

防犯講座の開催



- ▶ 地域住民を対象とする防犯講座、研修会、相談会への講師費用
- ▶ 講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用
- ▶ 講座当日に配布する冊子やサンプル物品の購入

その他



- ▶ 見守りの必要な方に貸与するために、迷惑電話防止装置を購入
- ▶ 見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定

※ 自治会町内会管理である旨 明示しましょう



ステップ2

取組を行う、支払う

支払う際は、必ず **領収書** をお手配ください。



ステップ3

申請する

「交付申請兼実績報告書(第1号様式)」を提出します。



ステップ4

請求する

交付決定兼額確定の通知が届いたら補助金請求書を1か月を目途に提出します。最終提出期限は令和7年12月26日(金曜日)です。

取組・申請期間

令和7年 4月1日 > 令和7年 10月31日
火曜日 金曜日

補助対象外について

＞ 補助対象外の事業（取組）

- × 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみの方防犯対策に留まるもの
- × 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- × 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等を行うことを目的として実施するもの
- × 補助対象経費以外の経費と混同して計算されており、補助対象経費との区別ができないもの

＞ 補助対象外の経費

⚠ 補助対象の事業であっても下記の経費については **対象外** とします ⚠

- × 各種保証・保険料、振込手数料
- × 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- × サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- × ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- × 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- × 飲食等に要する費用
- × 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- × 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- × 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

📞 お問い合わせ・申請先

開設期間 > 令和7年4月1日 から 令和8年2月27日 まで

防犯緊急補助金 受付センター

（市委託事業者）

📞 045-550-5125

受付時間 > 9:00-17:00（土日祝を除く）

✉️ bouhan2025
@imagination.co.jp



〒231-8691

横浜港郵便局 私書箱第147号 横浜市防犯緊急補助金 宛

メール 又は 郵送 でご申請ください

令和7年度 地域防犯カメラ設置補助制度について

1 事業の趣旨

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和7年度も実施いたします。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

2 制度の概要

(1) 申請書及び添付書類の提出期限：**令和7年7月31日（木）必着**

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、**横浜市 地域防犯カメラ設置補助金** で検索できます。

(2) 申請書類提出先：

- ・各区地域振興課（持参または郵送）
- ・横浜市電子申請・届出システム

【主な提出書類】

- ・申請書（第1号様式）、見積書、収支計算書（第2号様式）

詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください。

(3) 補助金交付までのスケジュール

令和7年3月～	<ul style="list-style-type: none"> ・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
7月31日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9月末頃	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和8年2月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	・補助金交付

(4) 補助条件等

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、**道路や公園等の公共空間**を撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラが対象となります。

防犯カメラの機能強化に係る設置機器の更新も補助の対象となります。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② **補助対象団体**：自治会町内会、地区連合町内会

③ **補助対象経費**

防犯カメラの機器購入費及び当該カメラ設置工事にかかる経費
※電気料金、修繕、点検などの維持管理費は補助対象外

④ **補助内容**

防犯カメラ 1 台ごとに補助対象経費の 10 分の 9
補助上限額：280,000 円

⑤ **補助予算台数**

180 台

予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

⑥ **令和 6 年度からの変更点**

- ・補助上限額が 21 万円から 28 万円へ、補助予算台数が 150 台から 180 台へ拡充します。
- ・防犯カメラの機能強化に係る設置機器の更新についても補助の対象とします。
- ・公園内のみを撮影する防犯カメラにあっても補助の対象とします。
- ・提出書類の省略など、申請手続きを簡略化します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上・利益により、防犯カメラの設置費用等を賄う取り組みをしている事業者があります。横浜市地域防犯カメラ設置補助制度を利用せずに防犯カメラの設置を検討する場合は参考にしてください。

※設置条件等については飲料メーカーごとに異なります。詳細につきましては、横浜市 HP をご覧いただくほか、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課までお問い合わせください。

神奈川県HP→<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/anan/annet/index.html>

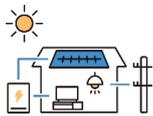
横浜市HP→



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp



4月1日～ 申請受付開始(予定)

申請期限9月末／予算上限に達し次第、受付終了

会館への
省エネエアコン・
太陽光発電設備等
の設置に補助
(補助率 2/3)

建築士が、
現地にてご相談を
お受けします
(訪問アドバイザー派遣
4/1～予約開始)

「7年度版 募集案内」



横浜市 会館脱炭素

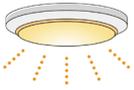


公開しました

■申請までの 3ステップ

- ① **施工案作成** 対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼
- ② **会の意思決定** 自治会町内会としての意思決定(総会・定例会等での確認)
- ③ **申請準備** 「募集案内」を確認して、申請に必要な書類の作成・準備

■対象製品 ※補助基準の詳細は、「募集案内」参照

LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 <p>補助上限額 60万円</p> <p>省エネ性能 ★★★★☆4.0</p> <ul style="list-style-type: none"> 統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品 <p>電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)</p>	 <p>補助上限額 130万円</p> <p>家庭用 省エネ性能 ★★★★☆2.4</p> <p>統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4つ以上</p> <p>業務用 トップランナー基準達成製品</p>	   <p>断熱窓 太陽光 発電設備 蓄電池</p> <p>補助上限額 合算で 200万円</p> <p>いずれかの実施でも申請ができます。 ※断熱窓:会館の状況により、補助基準に合う製品が 見当たらない場合はお問合せください。</p>

■対象団体

会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会
等も補助対象とします。

■[4/1～] 申請書提出先／訪問アドバイザー事前予約／問合せ先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

受付時間 平日9時～17時

●申請方法は、

横浜市住宅供給公社へ、

Eメール、郵送、

公社窓口持参(予約制)

※本補助金の実施は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

事業実施主体:横浜市市民局地域活動推進課 電話 045-671-2317

令和6年度 自治会町内会館脱炭素化推進事業

実績報告

補助制度をご活用いただき、ありがとうございました

■補助申請実績

435件

○整備項目別件数

LED照明	エアコン	断熱窓	太陽光発電	蓄電池
246件	301件	21件	8件	7件

※1申請につき、複数項目の申請が可能のため、整備項目別件数の合計は、補助申請実績435件と一致しません。

■太陽光パネルの設置や窓の断熱化で、脱炭素+αの効果も

- ・太陽光パネルを設置いただいた自治会では、省エネだけではなく、停電時などの電源の供給に活用する計画です。
- ・窓の断熱化として、内窓を設置した自治会では、断熱効果のほかにも、遮音性能が向上し、カラオケの音漏れにも効果があった、という声が聞かれました。



↑太陽光パネルの設置



↑窓の断熱化（内窓の設置）

■脱炭素普及セミナーも開催

整備後の会館で「脱炭素普及セミナー」を実施しました（18か所）。脱炭素の取組の大切さやメリットの説明とともに、太陽光発電量を確認したり、断熱窓を触ってみたいりと、効果を実感していただくことで、ご家庭での脱炭素に向けた行動につなげていただくことを目指しました。

ご協力いただきました自治会町内会の皆さま、ありがとうございました。



↑セミナーの様子

鍛冶ヶ谷町内会館の改修工事を行いました。

地球温暖化対策として、省エネエアコンの交換、LEDの改修、太陽光発電と蓄電池の設置を実施しました。

↑2月8日練馬町による学習の様子

練馬市の自治会町内会館脱炭素化推進事業の補助金を活用し、省エネエアコンとLEDとの改修、太陽光発電と蓄電池の設置を行いました。

鍛冶ヶ谷町内会

2025/2/8
鍛冶ヶ谷町内会館にて、市の担当から省エネ家電の選び方や、ドアコンの動作を高める断熱性能に関する説明がありました。

↑セミナーの開催報告を回覧していただきました

LED防犯灯事業について【お知らせ】

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています 
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: yellow; text-align: center;"> 磯子区 09 452 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: yellow; text-align: center;"> Y 瀬谷区 T 555 </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: yellow; text-align: center;"> Y 鶴見区 AP 1234 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: lightblue; text-align: center;"> 旭 区 H 10 9008 </div> </div>

- ・物価高騰等により事業費は年々増大していますが、電気料金など削減できない経費が事業費全体を圧迫している状況です。このため、市では、現在ある防犯灯の維持への対応に注力しています。
- ・一方で、土地利用が変わり現在は設置基準を満たさないものがあります。街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、防犯灯の適正配置を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(2) LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。

ポールの劣化事例



【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・ 栄区地域振興課 電話045-894-8391
- ・ 市民局地域防犯支援課 sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号 (黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容 (「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期 (気づいた日) 及び時間帯

* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがありますが、故障ではありません。

【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター (0120-995-007) に、直接御連絡ください。

※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803 (有料)

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて (参考)】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者や土地所有者の許可を得て設置しています。電柱事業者や土地所有者等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(3) 鋼管ポール防犯灯の全数点検及び撤去への御理解について

横浜市では鋼管ポールの劣化対策として、過去に点検を行い、その上で劣化が認められるものについて順次対応をしてきましたが、さらに劣化が進んでいる現状を踏まえ、令和7年度に市内約2万灯の全数の鋼管ポール防犯灯の点検調査を行います。点検では私有地に立入ることもありますので、予めご承知おきください。

また、著しい劣化が認められた場合、安全を考慮し撤去させていただきます。撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え (鋼管ポール型防犯灯の再整備) のいずれかの対応となります。

なお、現在設置する鋼管ポールは基礎が大きい (約直径50cm 地中深1m) ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。設置可能なスペースを確保できない場合や、近隣の方の合意が得られない場合など、市では建替えできない場合があります。

市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替えは付近に電柱がなく、代替照明を設置す



る場所が無い場合に限りです。

自治会町内会が自ら灯りを設置する際、令和7年度は「地域の防犯力向上緊急補助金（申請期間4～10月）」も活用できます。鋼管ポールが撤去された場所には、代替手段として自治会町内会でのセンサーライト等の設置をあわせてご検討ください。

（４）市による新規設置を希望する際の御申請について

① 令和7年度の新規設置の御申請について

- ・市（18区）全体で 300灯（電柱共架型） の予定です（鋼管ポール型防犯灯の申請受付は行いません。）。
- ・申請の 受付は区地域振興課 へ、締切は令和7年5月30日（金） となります。
- ・『令和7年度 電柱へのLED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を確認し、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。

令和7年度からは、付替制度を使用した防犯灯設置の申請は、通年受け付けます。

💡令和6年度から制度化した「付替制度」とは、周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく 十分な明るさを確保できるようになった場所の市管理防犯灯を撤去し、代わりに明かりが必要な場所の電柱に灯具を再設置する制度 です。新設予定数（電柱共架型 300灯）とは別枠で設置できますので、積極的な御検討をお願いします。

② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置後に近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら灯りを設置し、維持管理を行う	<u>令和7年度は「地域の防犯力向上緊急補助金」の利用が有利（9/10補助、上限20万円）で便利です。</u> なお、地域防犯灯維持管理費補助金の対象となる灯りを整備した場合は、翌年度以降、維持管理に係る補助金交付（年2,200円/灯）が受けられます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ、設置基準を満たした防犯灯について設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度</u> があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

各自治会町内会長 様

区連会 3 月定例会説明資料 令和 7 年 3 月 21 日 地 域 振 興 課
--

「地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金」関係書類のご提出について【依頼】

1 依頼事項の趣旨

住民相互の連帯感の醸成を図るとともに、地域住民が地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的とした地域活動推進費及び地域防犯灯維持管理費補助金について以下の書類のご提出をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

- 【区連長】 ご承知おきください。
- 【地区連長】 ご提出ください。
- 【単会会長】 ご提出ください。

3 提出書類（電子データでの提出が可能です）

(1) 令和 6 年度地域活動推進費実績報告手続き

<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類
<input type="checkbox"/>	令和 6 年度地域活動推進費補助金活動実績報告書（第 6 号様式）
<input type="checkbox"/>	事業実績報告書（総会資料の写しで代用可）
<input type="checkbox"/>	収支決算書（総会資料の写しで代用可）
<input type="checkbox"/>	補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類又はその写し（1 件の金額が 100,000 円未満のもの及び公共料金の支出に係るものを除く。）

※その他に審査にかかる資料の提出をお願いする場合がございます。

(2) 令和 7 年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付手続き

<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類
<input type="checkbox"/>	令和 7 年度地域活動推進費補助金交付申請書・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書（第 1 号様式）
<input type="checkbox"/>	事業計画書（総会資料の写しで代用可）
<input type="checkbox"/>	収支予算書（総会資料の写しで代用可）
<input type="checkbox"/>	団体の規約
<input type="checkbox"/>	総会の資料及び議事録
<input type="checkbox"/>	電気料金等領収書（4 月分）の写し 電気料金集約分内訳表（4 月分）の合計数の記載がある【最終頁】の写し ※該当がある自治会町内会のみです。防犯灯の位置図や覚書等をご添付いただく場合がございます。

※その他に審査にかかる資料の提出をお願いする場合がございます。

(3) 口座振替依頼書

代表者と口座名義人が異なる場合は、代表者の押印（認印）のうえ、原本をご提出ください。

4 提出期限 令和 7 年 6 月 30 日（月）

※提出期限を過ぎる場合は、地域振興課へ事前にご相談ください。

5 提出先

栄区地域振興課地域活動係（栄区役所本館 4 階 46 番窓口）

6 提出方法

(1) メールでの提出（提出先：sa-chikatsu@city.yokohama.lg.jp）

※口座振替依頼書や請求書については、代表者と口座名義人が異なる場合は、代表者の押印のうえ、郵送か窓口で原本をご提出ください。

(2) 横浜市電子申請システム（3月26日（水）から）

URL：<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/20e577bb-63e7-443b-8ba5-15e250814fd8/start>

※同フォームから「町の防災組織活動費補助金」の実績報告・申請も可能です。

上記 URL → 手続き一覧（個人向け） → キーワード検索欄に「栄区地域活動推進費」



(3) 窓口での手続き

※混雑緩和のため、事前に来庁日時をご連絡ください。

7 同封書類

(1) 令和7年度地域活動推進費事務の手引

(2) 令和7年度地域防犯灯維持管理費補助金申請の手引

8 その他

各種様式は、栄区ホームページからもダウンロードいただけます。

【栄区連合町内会ホームページ】

栄区 地域活動推進費

検索



担当：栄区地域振興課地域活動係

出丸、三國

電話 894-8391 FAX 894-3099

Eメール:sa-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

区連会 3月定例会資料 令和 7年 3月 21日 総 務 課

各自治会町内会長 様

栄区総務課長

「令和7年度町の防災組織活動費補助金」関係書類のご提出について（依頼）

1 依頼事項の趣旨

令和7年度町の防災組織活動費補助金の交付のため、次の書類のご提出をお願い致します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】ご提出ください。

3 提出書類（電子データでの提出が可能です）

(1) 令和6年度町の防災活動費補助金実績報告について

<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類
<input type="checkbox"/>	令和6年度町の防災活動費補助金実績報告書
<input type="checkbox"/>	事業実績報告書 ※
<input type="checkbox"/>	収支決算書 ※
<input type="checkbox"/>	その他防災活動の実績のわかる資料
<input type="checkbox"/>	領収書（1件の支出が10万円以上のもの）

(2) 令和7年度町の防災活動費補助金交付申請について

<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類
<input type="checkbox"/>	令和7年度町の防災活動費補助金交付申請書
<input type="checkbox"/>	事業計画書 ※
<input type="checkbox"/>	収支予算書 ※
<input type="checkbox"/>	団体の規約 ※
<input type="checkbox"/>	その他防災活動の予定のわかる資料

「※」の付いている書類については、地域振興課へ提出済の場合、提出不要です。

4 提出期限 令和7年6月30日（月）

※提出期限を過ぎる場合は、総務課へ事前にご相談ください。

5 提出先

栄区総務課防災担当（本館4階41番窓口）

裏面あり

6 提出方法

(1) メールでの提出 (sa-bosai@city.yokohama.lg.jp)

(2) 横浜市電子申請システム (3月26日(水)から)

URL : <https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/20e577bb-63e7-443b-8ba5-15e250814fd8/start>

※「地域活動推進費」と同時に実績報告・申請することができます。

上記URL → 手続き一覧 (個人向け) → キーワード検索欄に「栄区地域活動推進費」



(3) 窓口での手続き

※混雑緩和のため、事前に来庁日時をご連絡ください。

7 同封書類

令和7年度町の防災活動費補助金事務手引き

8 その他

各種様式は、栄区ホームページからもダウンロードいただけます。

※町の防災補助金に関する様式については下記で検索してください。

【町の防災組織活動費補助金ホームページ】

町の防災補助金 栄区

検索

担当：栄区総務課防災担当 武内、宮川
栄区役所本館 4階 41番窓口
Eメール sa-bosai@city.yokohama.lg.jp
電話 045-894-8430
FAX 045-895-2260

各自治会町内会長 様

栄区地域振興課長

令和7年度「自治会町内会現況届」のご提出について【協力依頼】

1 依頼事項の趣旨

各自治会町内会と区役所との連絡・連携を円滑に進めるため、次の書類のご提出をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】別紙「令和7年度自治会町内会現況届」のご提出をお願いいたします。

3 提出書類

別紙「令和7年度自治会町内会現況届」

4 提出期限・提出方法

- ・令和7年4月4日（金）までにEメールで sa-chishin@city.yokohama.lg.jp 宛てにお送りください。
- ・区連会資料の配送や地域活動推進費の確認に用いるため、4月4日までに総会が終了しない場合でも事実上決定している場合には、その内容で速やかにご提出ください。後日、変更することもできます。
- ・決定していない場合でも、4月4日までにお電話等でご連絡いただければ、4月の回覧・掲示物等の資料は新しい送付先に配送いたします。

5 その他

(1) 様式のデータは、栄区連合町内会ホームページにてダウンロードいただけます。

【栄区連合町内会ホームページ】

<https://www.sakae-kurenkai.net/every/index.html>



(2) 令和7年度に会長が替わられる場合は、裏面の個人情報の取扱いについてお知らせするため、この依頼文を次期会長にお渡しくださいますようお願いいたします。

(3) 広報よこはま・県のたより・ヨコハマ議会だよりは、回覧・掲示物等と配送ルートが異なります。5月号または6月号からの変更となりますのでご了承ください

ご提出いただいた自治会町内会長の個人情報の取扱いは、次のとおりです

■氏名については、自治会町内会名とともに公表しています。

(地縁による認可をうけている自治会町内会については、会長の住所も公表となります。)

■連絡先(住所・電話番号・FAX 番号等)については、市政・区政の推進、公益上必要と認められる場合又は自治会町内会にとって有益と認められる場合、次の範囲で利用します。

- ・区役所および資源循環局事務所、消防署、市立学校など区内の市の行政機関等
- ・各機関及び国・県の行政機関からの問合せ(栄区社会福祉協議会、栄警察署、栄防犯協会、栄区交通安全協会など)
- ・市連会、区連会などで承認された業務を行う場合
- ・入会希望者(不動産仲介事業者を含む)からの問合せ
- ・工事等の事前説明(東京電力、東京ガス、NTTなどの公共的事業の工事等で周辺住民とあらかじめ調整する必要がある場合、開発事業などで住民意見を尊重するため開発周辺住民にあらかじめ必要な調整をするなど必要と認められる場合
- ・国、県、市会議員の議員活動を行う上で必要と認められる場合

担当：栄区地域振興課地域活動係

出丸、三國

Eメール sa-chishin@city.yokohama.lg.jp

電話 045-894-8391

FAX 045-894-3099

令和7年度自治会町内会現況届

令和7年 月 日

横浜市栄区長

次のとおり、令和7年 月 日現在の自治会町内会の現況を届けます。

(役員任期：令和7年 月 日 ~ 年 月 日)

① 自治会町内会名			
② 会長	(ふりがな)		
	氏名	Eメール:	
	〒 ー	住所	TEL: FAX: 携帯:
③ 回覧物・掲示物等 届け先 ※令和7年4月からの送付先です	昨年度と変更 (いずれかに○)	有 ・ 無	→有の場合、下欄にご記入ください。
	施設名または 担当者名	TEL:	
	〒 ー		
④ 班数 (回覧用チラシ等必要数)	枚	⑤ 掲示板数 (掲示用ポスター等必要数)	枚
⑥ 自治会町内会館 または 集会所等	名 称		
	所 在 地	TEL:	
	担 当 者 氏 名	TEL:	
⑦ 自治会町内会 加入世帯数	世帯 (4月1日現在の世帯数を記載してください) ☆ 地域活動推進費補助金の算出基礎数値となります(町の防災組織活動費補助金の算出基礎数値とは異なりますので、ご注意ください)。 ☆ 総会資料や名簿、会計簿等の資料を参考に記入してください。		
⑧ 自治会町内会費	年額	円	※新規加入に際しお問合せがあった場合に、情報提供させていただきます。

※自治会町内会長の個人情報、必要と認められる場合は入会希望者等(不動産仲介事業者を含む)へ提供いたします

【役員名簿】 ※補助金の申請等における区役所との連絡担当者様をご記入ください

役員の方の連絡先につきましては、区役所各事業の目的以外には使用いたしません

役職 ※会計、副会長 等	(ふりがな) 氏 名 (必須)	住 所	日中連絡が取れる Eメールアドレス 電話番号
			Eメール: 電話番号:

4月4日(金)までに、Eメールで sa-chishin@city.yokohama.lg.jp 宛て
にお送りください。

裏面もご記入ください

【留意事項】

- (1) 自治会町内会長の個人情報の取扱いにつきましては、「令和7年度自治会町内会現況届」のご提出について(依頼)をご確認いただきますようお願いいたします。
- (2) 役員名簿につきましては、区役所からのお知らせ等に利用させていただく場合があります。
なお、役員の方の連絡先につきましては、区役所各事業の目的以外には使用いたしません。
- (3) 区連会資料の配送や地域活動推進費の算出に用いるため、総会が4月4日以降となる場合でも、事実上決定している場合には、その内容で速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

この現況届に関するお問い合わせは、栄区役所地域振興課へご連絡ください。

Eメール sa-chishin@city.yokohama.lg.jp TEL 045-894-8391 FAX 045-894-3099

【広報よこはま・県のたより・ヨコハマ議会だより配送内容確認】

「広報よこはま」「県のたより」「ヨコハマ議会だより」の、令和7年5月号からの配布部数・届け先についてご記入ください。4月4日までに区役所に到着した分は5月号から、それ以降の到着分は6月号以降に変更いたします。

担当：区政推進課広報相談係（TEL 045-894-8339）

※変更のある項目のみご回答ください。

I 配布部数	★昨年度 と変更 (いずれかに○) 有・無	変更有の場合、ご記入ください。
II 広報紙 届け先	★昨年度 と変更 (いずれかに○) 有・無	変更有の場合、ご記入ください。 担当名(ふりがな)または施設(自治会館等)名
		住所 〒 — TEL: FAX:
III 配布 担当者 (IIと異なる 場合のみ 記入)	★昨年度 と変更 (いずれかに○) 有・無	変更有の場合、ご記入ください。 氏名(ふりがな)
		住所 〒 — TEL: FAX:

「広報よこはま・県のたより・ヨコハマ議会だより」の届け先及び配布担当者の連絡先につきましては、広報等を配布する以外の目的には使用いたしません。

各地区連合町内会長 様

栄区地域振興課長

令和7年度「地区連合町内会現況届」のご提出について【協力依頼】

1 依頼事項の趣旨

各地区連合町内会と区役所との業務連携を円滑に進めるため、次の書類のご提出をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】別紙「令和7年度地区連合町内会現況届」のご提出をお願いいたします。

【単位会長】ご承知おきください。

3 提出書類

別紙「令和7年度地区連合町内会現況届」

4 提出期限

- ・令和7年4月4日（金）までにEメールで sa-chishin@city.yokohama.lg.jp 宛てにお送りください。
- ・区連会資料の配送や地域活動推進費の算出に用いるため、4月4日までに総会が終了しない場合でも事実上決定している場合には、その内容で速やかにご提出ください。後日、変更することもできます。
- ・決定していない場合でも、4月4日までにお電話等でご連絡いただければ、4月の回覧・掲示物等の資料は新しい送付先に配送いたします。

5 その他

(1) 様式のデータは、栄区連合町内会ホームページにてダウンロードいただけます。

【栄区連合町内会ホームページ】

<https://www.sakae-kurenkai.net/every/index.html>



(2) 令和7年度に会長が替わられる場合は、裏面の個人情報の取扱いについてお知らせするため、この依頼文を次期会長にお渡しくださいますようお願いいたします。

(3) 広報よこはま・県のたより・ヨコハマ議会だよりは、回覧・掲示物等と配送ルートが異なります。5月号または6月号からの変更となりますのでご了承ください

ご提出いただいた自治会町内会長の個人情報の取扱いは、次のとおりです

■氏名については、地区連合町内会名とともに公表しています。

(なお、地縁による認可を受けている自治会町内会については、会長の住所も公表となります。)

■連絡先(住所・電話番号・FAX番号等)については、市政・区政の推進、公益上必要と認められる場合又は地区連合町内会にとって有益と認められる場合、次の範囲で利用します。

- 区役所および資源循環局事務所、消防署、市立学校など区内の市の行政機関等
- 各機関及び国・県の行政機関からの問合せ(栄区社会福祉協議会、栄警察署、栄防犯協会、栄区交通安全協会など)
- 市連会、区連会などで承認された業務を行う場合
- 入会希望者(不動産仲介事業者を含む)からの問合せ
- 工事等の事前説明(東京電力、東京ガス、NTTなどの公共的事業の工事等で周辺住民とあらかじめ調整する必要がある場合、開発事業などで住民意見を尊重するため開発周辺住民にあらかじめ必要な調整をするなど必要と認められる場合)
- 国、県、市会議員の議員活動を行う上で必要と認められる場合

担当：栄区地域振興課地域活動係

出丸、三國

Eメール sa-chishin@city.yokohama.lg.jp

電話 045-894-8391

FAX 045-894-3099

令和7年度地区連合町内会現況届

令和7年 月 日

横浜市栄区長

次のとおり 令和7年 月 日現在の地区連合町内会の現況を届けます。

(役員任期：令和7年 月 日 ~ 年 月 日)

※地区連合町内会長の個人情報、必要と認められる場合は加入希望者等（不動産仲介事業者を含む）へ提供いたします。個人情報の取扱いの詳細につきましては、依頼文をご確認いただきますようお願いいたします。

① 地区連合町内会名		
② 会長	(ふりがな)	
	氏名	
	〒 ー 住所	Eメール:
		TEL: FAX: 携帯:
③ 配布物等届け先 ※4月からの送付先です	昨年度と変更 (いずれかに○)	有 ・ 無 →有の場合、下欄にご記入ください。
	施設名または 担当者名	TEL:
	〒 ー	
④ 地区定例会資料 必要部数	部	
⑤ 連合町内会館 または事務所	会館等の有無 (いずれかに○)	有 ・ 無 →有の場合、下欄にご記入ください。
	会館等名称	
	所在地	TEL:
	担当者名 氏名	TEL:
⑥ 連合町内会 加入世帯数	[] 世帯 (4月1日現在の世帯数を記載してください。)	
	☆ 地域活動推進費補助金の算出基礎数値となります。 ☆ 総会資料や名簿、会計簿等の資料を参考に記入してください。	

4月4日(金)までに、Eメールで sa-chishin@city.yokohama.lg.jp 宛てにお送りください。

裏面もご記入ください。

【地区連合町内会役員名簿】

※補助金の申請等における区役所との連絡担当者様をご記入ください

役員名簿につきましては、区役所からのお知らせ等に利用させていただく場合があります。

役員の方の連絡先につきましては、区役所各事業の目的以外には使用いたしません。

役職 (副会長・事務局 長、会計等)	(ふりがな) 氏名(必須)	住所	日中連絡が取れる Eメールアドレス 電話番号
			Eメール： 電話番号：

【留意事項】

- (1) 地区連合町内会長の個人情報の取扱いにつきましては、「令和7年度地区連合町内会現況届」のご提出について(依頼)をご確認いただきますようお願いいたします。
- (2) 役員名簿につきましては、区役所からのお知らせ等に利用させていただく場合があります。
なお、役員の方の連絡先につきましては、区役所各事業の目的以外には使用いたしません。
- (3) 区連会資料の配送や地域活動推進費の算出に用いるため、総会が4月7日以降となる場合でも、事実上決定している場合には、その内容で速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

この現況届に関するお問い合わせは、栄区役所地域振興課へご連絡ください。

Eメール sa-chishin@city.yokohama.lg.jp TEL 045-894-8391 FAX 045-894-3099

自治会町内会長 各位

栄区連合町内会事務局長
(栄区地域振興課長)

令和 7 年度新任自治会町内会長研修会の開催について【情報提供】

1 趣旨

今年度、新たに自治会町内会長に着任された皆様へ、自治会町内会の運営方法や各種補助金の申請手続き等についてお伝えする、「令和 7 年度新任自治会町内会長研修会」を開催します。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】 新たに着任された自治会町内会長はご参加ください。

3 令和 7 年度新任会長研修会

(1) 日時：令和 7 年 5 月 17 日（土）午前 10 時 00 分から正午まで

(2) 会場：栄区役所 新館 4 階 8・9 号会議室

(3) 対象：令和 7 年度から新たに自治会町内会長に着任された方

※副会長、役員の方の参加も可能です

(4) 内容：・自治会町内会の運営、防災等の活動について（地域振興課、総務課）

・各種補助金等の申請について（地域振興課）

・民生委員児童委員事業について（福祉保健課）

(5) 申込方法：別添申込書を 5 月 9 日（金）までに、Eメールで

sa-chikatsu@city.yokohama.lg.jp 宛にご提出ください。

(6) その他：区役所駐車場は台数に限りがございますので、お越しの際は公共交通機

関をご利用ください。

◆栄区連合町内会ホームページ



担当 栄区連合町内会事務局（栄区地域振興課内）

出丸、三國

電話 894-8391 FAX 894-3099

[Eメール sa-chishin@city.yokohama.lg.jp](mailto:sa-chishin@city.yokohama.lg.jp)

令和7年度
新任自治会町内会長研修会申込書

令和7年5月17日(土)10時00分～12時まで

栄区役所新館4階8・9号会議室

<自治会町内会>

<出席者>

役職

氏名

自治会町内会加入促進チラシの掲示について【協力依頼】

1 趣旨

若者や子育て世代に自治会町内会の活動を知ってもらい、自治会町内会への加入や、活動への参加を呼びかける内容のチラシを作成しました。自治会町内会掲示板へのチラシの掲示にご協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】チラシを自治会町内会掲示板へ掲示をお願いします。

3 チラシの概要

(1) 内容

若者や子育て世代にも、注目してもらえそうなキャッチーなデザインで、自治会町内会が行う「夏祭り等のイベント」「防災」「防犯」「見守り」の活動を紹介しています。

自治会町内会の活動により、地域の安全安心が守られていることを知ってもらい、自治会町内会への加入や、活動への参加を呼びかける内容です。

(2) デザインデータ

- ・各自治会町内会の加入促進の活動にも是非ご活用ください。
- ・デザインデータは栄区連合町内会ホームページから、ダウンロード可能です。

栄区連合町内会

検索



▲栄区連合町内会ホームページ

栄区地域振興課

担当 出丸、三國

電話 045-894-8391

Eメール sa-chishin@city.yokohama.lg.jp



夏祭り・季節のイベントなど誰もが楽しく交流できるいろいろな行事を実施しています。



災害の時に備えて防災訓練や資機材の備蓄・購入などを実施しています。

子どもたちの未来は みんなで守るうぜ!



防犯パトロールや防犯灯の維持管理などを実施しています。



登下校の見守り活動などを実施しています。

自治会町内会活動に 参加しよう!

できることからやろう!

仲間になるにはこちら



栄区連合町内会ホームページのリニューアルについて（報告）

1 趣旨

栄区連合町内会ホームページを自治会町内会の皆様に、より「見やすく」「使いやすく」ご利用いただくために、令和7年4月にリニューアル公開します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】ご活用ください。地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】ご活用ください。

3 従来のホームページからの変更点

- ① トップページが見やすくなり、目次から申請書類等を簡単にダウンロードできます。
- ② 定例会資料や回覧掲示物を議題ごとに閲覧、ダウンロードできます。
- ③ ホームページの情報を SNS（フェイスブック・LINE・X）で共有できます。
- ④ 各地区のページに地区活動を紹介する記事（イベント等）を掲載していきます。

4 公開日（予定）

令和7年4月1日（火）

新ホームページ URL : https://rarea.events/features/sakae-kurenkai_yokohama



▲新ホームページ二次元コード

※3月定例会資料は3月31日までは旧ホームページでご覧ください。

栄区連合町内会

検索



▲旧ホームページ二次元コード

栄区地域振興課

担当 出丸、三國

電話 045-894-8391

Eメール sa-chishin@city.yokohama.lg.jp

トップページ



栄区連合町内会

自治会・町内会に入りましょう

いびという時にまよりになるのは、誰か見よるご近所とのつながりです。自分の住むところが安心して暮らせるまちであるために、自治会・町内会に参加して、地域の力を高めましょう！

さらに、この自治会町内会があります。安全・安心に暮らせるまちづくりのために、自治会町内会は大きな役割を担っています。地域に住むみんなが活躍しよる暮らしを、活動にご賛同ご協力をお願いします！

新着情報

◆令和7年2月定例会の資料を定例会資料と配布資料のページに掲載しました。

◆

目次

1. 東京都港区の7地区連合町内会のご紹介
2. 自治会・町内会 加入のご案内
3. 定例会配布資料/事業計画・予算
4. 各種申請書類（自治会名簿利用申請書、活動要請書、各種補助金など）

定例会資料掲載ページ



RareA レアリア 神奈川・東京多摩のご近所情報 レアなイベント・お出かけネタ満載

シェアする   

2

3

栄区連合町内会令和6年2月定例会報告 (PDFはこちら)

個別資料

1. 栄区内の犯罪発生状況及び防犯啓発チラシの掲示について (報告及び協力依頼) [資料はコチラ](#)
2. 地域防犯連絡所(員)の選出について (協力依頼) [資料はコチラ](#)
3. 栄区内の火災・救急状況について (報告) [資料はコチラ](#)
4. 防火・防災フェアの開催について (情報提供) [資料はコチラ](#)
5. 令和6年度共同募金会の報告及び令和7年度各種団体の目標額および会費について (報告・協力依頼) [資料はコチラ](#)
6. 栄区庁舎駐車場の指定管理者変更に伴う利用料金改定等について (情報提供) [資料はコチラ](#)
7. 民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策の取組状況について (報告) [資料はコチラ](#)
8. 令和7年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について (協力依頼) [資料はコチラ](#)
9. 第5期栄区地域福祉保健計画に関するアンケート調査の結果について (報告) [資料はコチラ](#)
10. 令和7年国勢調査の実施に伴う御協力のお願について (協力依頼) [資料はコチラ](#)
11. GREEN×EXPO 2027開催2年前シンポジウムの実施について (情報提供) [資料はコチラ](#)
12. GREEN×EXPO 2027開催2年前記念イベント (情報提供) [資料はコチラ](#)